

知ってください

「手話は言語」

～多様なコミュニケーション手段～

本市では、令和2年に「都城市手話等コミュニケーション手段の普及と利用促進に関する条例」を制定。今回は条例に基づく取り組みを紹介します。

◎問い合わせ 福祉課 ☎23-2980



「尊重しましょう互いの人格と個性」

本市は、「手話は言語である」との認識のもと、その普及に努めています。

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し合い、共に生きる社会を実現するため、「都城市手話等コミュニケーション手段の普及と利用促進に関する条例」に基づいた取り組みを推進。手話などのコミュニケーション手段の促進を図っています。

「多様なコミュニケーション手段」

【手話】 手や指、体や顔の表情を使って会話をします。

【音訳】 文字などを音声化して訳します。

【要約筆記】 声を文字に変えて伝えます。紙やホワイトボードに書いたりパソコンに入力したりします。

【筆談】 文字や数字を使い、短い言葉で分かりやすく紙や手のひらに書いて伝えます。

【その他の方法】 字幕や点字、触手話、分かりやすい表現、絵図、記号、身振り、手振りなど。

「市の取り組み」

・手話や障がいの特性に応じた「コミュニケーション手段」に対する理解の促進や普及啓発、学習機会の確保

・コミュニケーション支援者の配置の拡充や処遇改善

【ぼんちくとレッツスタート手話】 市では、手話を身近に感じてもらうための動画を制作。市ホームページから閲覧できますので、ぜひ、ご覧ください。



「手話を覚えたいときは 手話奉仕員養成講座」

例年、4月中旬から翌年3月まで、総合社会福祉センターで講座を開催しています。

【夜の部】 毎週火曜日19時～

【昼の部】 毎週木曜日10時～

※令和4年度講座の詳細は、暮らしの情報3月15日号で掲載予定

☎23-0885 手話通訳者等派遣センター

▶手話奉仕員養成講座受講者に聞く

人と人をつなぐ架け橋になりたい！

由佳さんは、聴覚に障がいのある患者さんとの円滑なコミュニケーションのために、裕里可さんは、保育士として働く将来のために、親子で手話奉仕員養成講座を受講して学びを深めています。

由佳さんは、「手話を学んだことで障がいのある人に気軽に声を掛けやすくなり、人と人の垣根を越えられた」と充実感を語り、裕里可さんは、「手話を通じて、困っている人など、人と人をつなぐ架け橋になりたい」と目を輝かせていました。



竹下 由佳さん(右)
竹下裕里可さん(左)
(神之山町)
看護師として働く由佳さん(母)と、高校3年生の裕里可さん(娘)